

障害のある子どもの教育的ニーズに応じた 就学先決定について

「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた国内法の整備の中で、障害のある子どもの就学先決定の仕組みが改められました。



平成18年12月

●障害者の権利に関する条約〈国連総会において採択〉

人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある者が、その能力等を最大限に発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下で、**障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みとしての「インクルーシブ教育システム」**の理念が提唱された。

平成19年9月

●同条約に署名

平成23年8月

●障害者基本法の改正

第16条

「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、**その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ**、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」

平成24年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会（報告）

●「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」

平成25年6月公布（平成28年4月施行）

●障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

平成25年8月公布、同年9月施行

●学校教育法施行令の一部改正

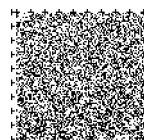
障害のある子どもの就学先決定の仕組みが改められる

障害のある子どもの就学先決定について、一定の障害のある子どもは原則として特別支援学校に就学するというこれまでの学校教育法施行令における基本的な考え方を改め、市町教育委員会が、個々の子どもについて障害の状態等を踏まえた十分な検討を行った上で、小中学校又は特別支援学校のいずれかを判断・決定する仕組みに改められました。

平成26年1月

●障害者の権利に関する条約を批准

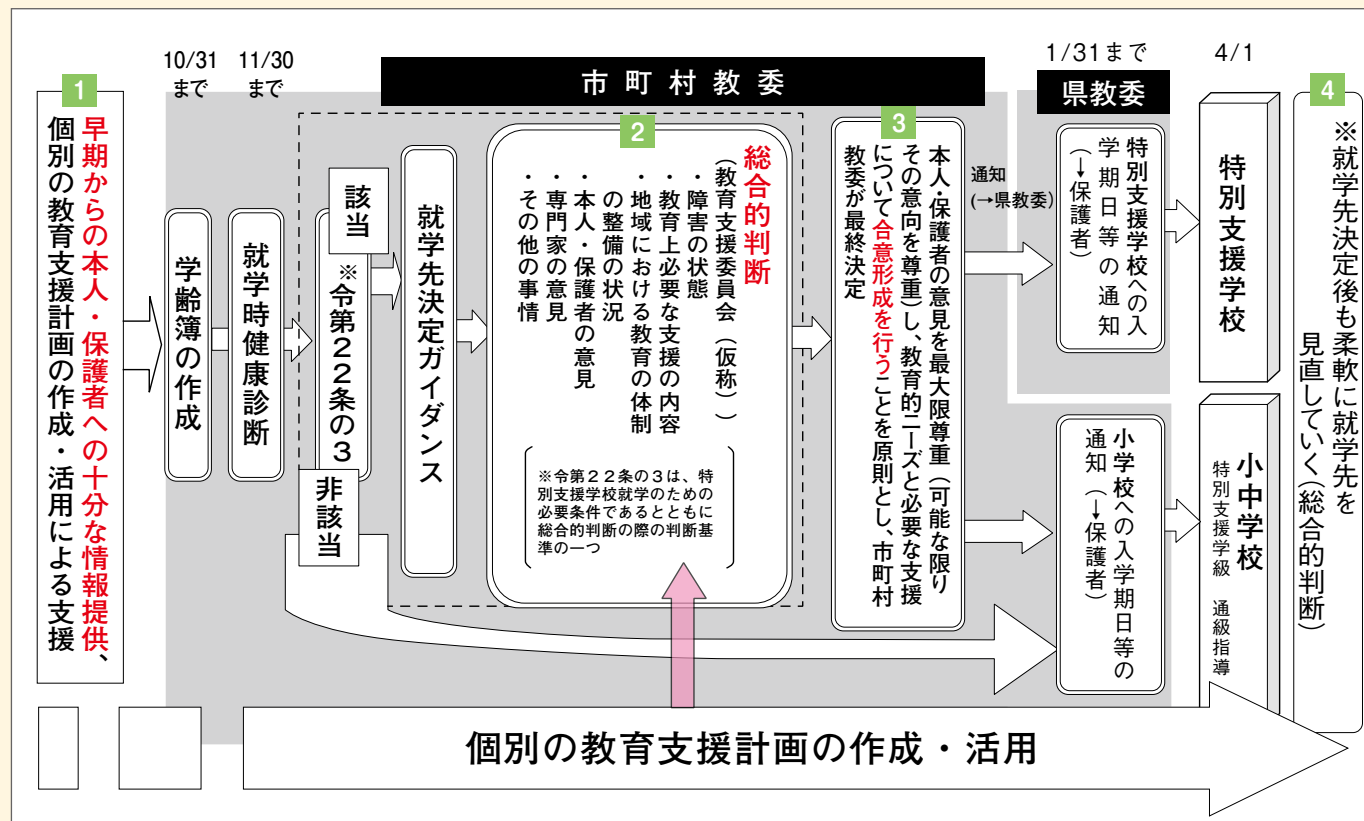
このリーフレットは、保健、福祉、教育等の関係者に対して、障害のある子どもの就学先決定の仕組みについての理解推進を図ることを目的として作成しました。



障害のある子どもの就学先決定の仕組みについて

現在の障害のある子どもの就学先決定の仕組みを図に示すと次のようになります。

※文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（平成25年10月）「教育支援資料」より



※「令第22条の3」は、学校教育法施行令第22条の3を表す

就学先を決定する上で、大切なポイントについて説明します。

1 早期からの本人・保護者への十分な情報提供

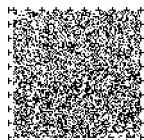
教育相談において保護者に提供しなければならないのは、子どもの可能性を最大限に伸ばせる教育の場に関する正確な情報です。

初期段階における相談者の留意点

- ・ 様々な情報を、保護者が理解しやすい表現で示す。
- ・ 特別な教育的対応の必要性について保護者が判断できるような情報を提供する。
- ・ 子どものできることや進んでいる面を具体的に示し、今後の教育目標や課題を明確にする。

就学先の決定に際して適切な判断ができるようにするため、市町教育委員会においては、早期支援に係る機関との連携強化による情報の共有化が必要です。

早期支援に係る機関としては、認定こども園、幼稚園、保育所、医療、福祉、保健等が考えられます。



2 「総合的判断」について

新たな就学先決定の仕組みにおいては、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、市町教育委員会が就学先を決定することとなります。

なお、子どもの**障害の程度が、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度に該当しない場合は、小中学校への就学となる**ことに留意する必要があります。

市町教育委員会が、保護者からの意見聴取及び専門家からの意見聴取を行う場合の留意点について説明します。

◆保護者からの意見聴取についての留意点

- ・就学先及び就学後の支援の内容等について説明をした後、保護者が考える時間を十分に確保する。
- ・支援を必要とする理由や、就学先で得られる教育効果等について、分かりやすく丁寧に説明する。
- ・あらかじめ両親や家族で相談しておくことを勧める。
- ・既に就学している子どもの家族に相談できる機会を設ける。

就学先の検討に当たって、「保護者」及び「専門家」からの意見聴取は、法令（学校教育法施行令第18条の2）で義務付けられています。

◆専門家からの意見聴取についての留意点

教育学、医学、心理学等の専門家からの意見聴取は、市町教育委員会が就学先の決定を行う際に、その判断に資するよう実施されるもので、就学先を決定するのは「教育支援委員会」等ではなく、あくまでも市町教育委員会であることに留意する必要があります。



3 本人・保護者と市町教育委員会、学校等との合意形成について

新たな就学先決定の仕組みについて、最も重要な理念の一つが、本人・保護者と市町教育委員会、学校等との**合意形成**です。

■就学先を決定する際には・・・

市町教育委員会が、本人・保護者に十分情報を提供しつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成することを原則としている。

なお、この際に、合理的配慮の内容についても合意形成を図ることが望ましい。

就学先となる学校との合意形成に留意する必要があります。

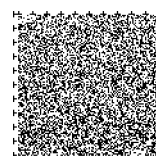


4 「学びの場」の柔軟な見直しについて

小学校や特別支援学校就学後、障害の状態等の変化や適切な指導や支援を行う場の検討の結果、就学先を変更することが適切と考えられる子どももいます。

したがって、**就学後も継続的に教育相談・指導を行う**ことにより、就学先の変更も含め、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援の方法等を定期的に見直すことが必要です。

小中学校と特別支援学校間の転学が行われる場合においては、法令（学校教育法施行令第18条の2）により保護者及び専門家からの意見聴取を行わなければならないことに留意する必要があります。



「学びの場」についての参考資料として

県教育委員会では、学校の紹介やそれぞれの学校での教育内容、相談窓口を紹介する保護者向けのリーフレットを発行しています。

＊なお、このリーフレットは県教育委員会のホームページからダウンロードすることができます。

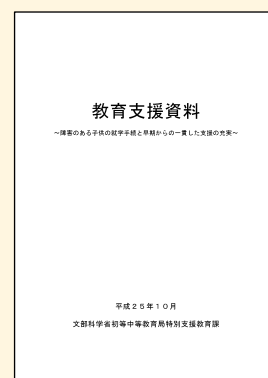
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/m05/education/gakkoukyouiku/tokubetsu/documents/kyouikuni-zu.pdf>



教育支援資料 について

学校教育法施行令の改正等に伴う就学手続の大幅な見直しが行われたことを踏まえ、就学手続等に携わる関係者がこの趣旨及び内容について十分理解した上で、円滑に障害のある子ども等への教育支援がなされるよう、文部科学省において、「**教育支援資料**」を作成しています。

その中で、「新しい就学期の支援の方向性」として、次のように示しています。



○学校教育は、障害のある子どもの自立と社会参加を目指した取組を含め「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められている。

そのためにも共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が必要とされる。

○インクルーシブ教育システムの構築のためには、障害のある子どもと障害のない子どもが、できる限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その場合にはそれぞれの子どもが、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けているかどうかことが最も本質的な視点である。

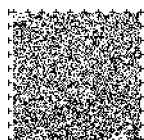
○そのための環境整備として、障害のある子どもの個別の教育的ニーズに対して、社会的自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。

栃木県教育委員会事務局特別支援教育室

〒320-8501 宇都宮市埜田1丁目1-20

■TEL 028-623-3381 ■URL <http://www.pref.tochigi.lg.jp>

<発行：平成27年3月>



古紙配合率80%再生紙を使用しています